

事務連絡
平成30年11月8日

埼玉県内保健所設置市
千葉県内保健所設置市
東京都内保健所設置市
神奈川県内保健所設置市
愛知県内保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

風しんの届出数の増加が認められる5都県における
抗体検査と予防接種実施状況の把握について（協力依頼）

感染症対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

風しん対策については、「風しんの届出数の増加が認められる5都県における風疹対策について（協力依頼）」（平成30年10月2日健健発1002第5号、健感発1002号第3号厚生労働省健康局健康課長、結核感染症課長連名通知）に基づき、風しんに対する一層の対策の実施を5都県にお願いしております。

当該通知においては、「抗体検査を受けた者の性別、年代、区分（妊娠を希望する女性または妊婦の同居家族）、抗体陰性件数、予防接種件数については、月に一度、国へ報告を求めることとする」と協力を依頼しているところです。

つきましては、その具体的な方法について下記のとおり取り扱うこととしたので、市町村や医療機関等の貴管内関係者への周知協力方、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 医療機関における対応

医療機関が任意の予防接種に対する助成を行っていない市町村、特別区に所属しており、かつ、抗体検査の補助事業を行っている都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、都道府県等という。）に所属する場合、当該医療機関は、抗体検査の問診票等の備考欄等に以下の①から③いずれかの記載をした上で、従来の送付先である都道府県等に当該問診票等を送付する。

- ① 予防接種をその場で行った場合、「予防接種実施済み」の記載
- ② 予約を取った、又は具体的に接種日を決めている場合、「予防接種実施予定あり」
- ③ 予防接種を受ける予定が未定である場合、「予防接種実施予定未定」と予防接種の実施状況を記載

2 各自治体における対応

- (1) 都道府県等において、それぞれ以下の情報を別添の様式に入力する。
 - ・ 抗体検査及び任意の予防接種に対する助成を行っている場合
抗体検査及び任意の予防接種の問診票等を基に、抗体検査の結果及び予防接種の人数を入力
 - ・ 抗体検査の助成のみ行っている場合
1. に基づいて、医療機関において作成された抗体検査の問診票等を基に、抗体検査の結果及び任意の予防接種の実施状況を入力
- (2) 都道府県等においては、抗体検査及び任意の予防接種の問診票・申請書等を受け取った月の次月末までに、厚生労働省に報告様式を提出する。
なお、電子メールに報告様式を添付し、提出するものとする。

報告様式提出先：結核感染症課 fuushin_kourou@mhlw.go.jp (村角)

別添：抗体検査と予防接種実施状況の報告様式